

# 奈良市公報

号外第11号

平成20年5月27日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

## 目次

### 規則

○奈良市後期高齢者医療に関する規則	1
○大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業） 地区画整理審議会会議規則の一部を改正する規則	12
○奈良市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則	12
○奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則	13
○奈良市行政組織規則の一部を改正する規則	17
○奈良市役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則	24
○奈良市保健所組織規則の一部を改正する規則	25
○奈良市民サービスコーナー規則の一部を改正する規則	26
○奈良市行政組織条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規則の整備に関する規則	27
○奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	29
○奈良市職員安全衛生規則の一部を改正する規則	29
○職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	29

### 規則

奈良市後期高齢者医療に関する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原昭

奈良市規則第16号

奈良市後期高齢者医療に関する規則  
(趣旨)

別記

第1号様式(第2条関係)

(1枚目)

年度 奈良県後期高齢者医療保険料納入通知書

--

通知書番号	
被保険者番号	

第1条 この規則は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年奈良県後期高齢者医療広域連合条例第30号。以下「広域連合条例」という。)、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する施行規則及び奈良市後期高齢者医療に関する条例(平成20年奈良市条例第15号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(保険料の賦課、徴収又は収納に係る文書の様式)

第2条 保険料の賦課、徴収又は収納に係る文書の様式は、次に定めるところによる。

- (1) 後期高齢者医療保険料決定通知書兼納入通知書(法第110条、広域連合条例第17条、条例第4条第2項)  
別記第1号様式
- (2) 後期高齢者医療保険料額変更決定通知書兼納入変更決定通知書(法第110条、広域連合条例第17条) 別記第2号様式
- (3) 後期高齢者医療保険料特別徴収開始通知書(法第110条) 別記第3号様式
- (4) 後期高齢者医療保険料過誤納金還付通知書(法第110条) 別記第4号様式
- (5) 後期高齢者医療保険料過誤納金充当通知書(法第110条) 別記第5号様式
- (6) 口座振替済通知書 別記第6号様式
- (7) 督促状 別記第7号様式  
(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

### 附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(普通徴収用)

(2枚目)		後期高齢者医療保険料額決定通知書		年 月 日	奈良県後期高齢者医療広域連合長
※ 年度分の後期高齢者医療保険料額が次のとおり決定しましたので通知します。				印	
被保険者氏名		被保険者番号			
決定年月日		年間保険料額		⑪保険料額 ⑧+⑫-⑨-⑬	
決定理由				円	
保険料算定の基礎					
①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×②	④均等割額	⑤算出額 ③+④	
⑥限度超過額	⑦軽減額	⑧年保険料額 ⑤-⑥-⑦	月数	⑨月割減額 ⑩保険料額 ⑧+⑪-⑨-⑬	
⑩均等割額	⑪軽減額	⑫年保険料額 ⑤-⑩-⑪	月数	⑬月割減額	
被用者保険の被扶養者軽減について2年経過後の保険料算定の基礎(終了年度のみ)					

(注) 余白に問い合わせ先について、裏面に保険料の賦課の根拠と保険料の所得段階区分等について記載する。

(3枚目)  
(イ) 普通徴収  
期別保険料額及び納期限

期 別	保 険 料 額	納 期 限
第 期	円	年 月 日
第 期	円	年 月 日
第 期	円	年 月 日
第 期	円	年 月 日
第 期	円	年 月 日
第 期	円	年 月 日
第 期	円	年 月 日
合 計	円	口座名義人

★口座振替制度をご利用されているみなさまへ  
左記保険料をあなたの指定された下記の金融機関の預貯金口座から振替  
します。(振替指定日はそれぞれの納期限の日です。)

同封の納付書により、納期限までに納付してください。

(注) 余白に口座振替通知書について、裏面に不服申立て、取消訴訟、口座振替等について記載する。

(4枚目)  
(口) 特別徴収  
期別保険料額

\*年金から特別徴収をされており、普通徴収も併せてしている人のみ記載されています。

期別(年金支払月)		保険料額
仮 徴 収	第 期 ( 月 )	円
	第 期 ( 月 )	円
収	第 期 ( 月 )	円
本 徴 収	第 期 ( 月 )	円
	第 期 ( 月 )	円
	第 期 ( 月 )	円
	合 計	円

(注) 余白に特別徴収の仮徴収期間中の仮徴収額及び本通知書を代替の通知書とすることについて、裏面に納期等について記載する。

# 奈良市公報

号外第11号

- (注) 1 余白に、納付に関する注意事項を記載する。  
2 裏面に指定金融機関（総括店）の領収日付印  
3 第9期から第8期までについてはこの様式

(特別徴収用)

## 年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書 兼 納入通知書

(特別徴収開始通知書)印

奈良県後期高齢者医療広域連合長 印

※ 年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

決定年月日	
決定理由	

保険料額
円

## 保険料算定の基礎

①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×②	④均等割額	⑤算出額 ③+④
⑥限度超過額	⑦軽減額	⑧年保険料額 ⑤-⑥-⑦	月数	⑨月割減額 ⑪保険料額 ⑧+⑫-⑨-⑬

## 被用者保険の被扶養者に係る軽減が適用される期間の保険料算定の基礎(終了年度のみ)

⑩均等割額	⑪軽減額	⑫年保険料額 ⑩-⑪	月数	⑬月割減額
-------	------	------------	----	-------

## 期別保険料額

納期	期間	普通徴収 納期	普通徴収 納期限	保険料額	
				特別徴収	普通徴収
月	*				
月	*				
月	*				
月	*	第	期		
月	*	第	期		
月	*	第	期		
月	*	第	期		
月	*	第	期		
月	*	第	期		
月	*	第	期		
月	*	第	期		
月	*	第	期		
年間保険料×	1／12月	計			
合 計 額					

※口座情報が記載されている方は口座振替による納付です。(振替指定日はそれぞれの納期限の日です。)

納付方法	これからの徴収方法	金融機関名	
	特別徴収	種別	口座番号
特別徴収義務者	社会保険庁		
特別徴収対象年金	老齢基礎年金	口座名義人	

上記のとおり特別徴収額を決定しましたので通知します。

年 月 日

奈良市長

印

(注) 余白に口座振替通知書及び特別徴収の仮徴収期間中の仮徴収額及び本通知書を代替の通知書とすることについて、裏面に不服申立て、取消訴訟、口座振替等について記載する。

## 第2号様式（第2条関係）

## 年度 後期高齢者医療保険料額変更決定通知書 兼 納入変更決定通知書

A large, empty rectangular frame with a thin black border, occupying most of the page.

{ 特別徵収額變更新通知書 }  
{ 特別徵収中止通知書 }

奈良県後期高齢者医療広域連合長 印

※ 年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり更正しましたので通知します。

被保險者氏名 \_\_\_\_\_ 被保險者番号 \_\_\_\_\_

更正年月日		保険料額
更正理由		円

## 保険料算定の基礎

	①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×②	④均等割額	⑤算出額 ③+④
更正前					
更正後					
	⑥限度超過額	⑦軽減額	⑧年保険料額 ⑤-⑥-⑦	月数	⑨月割減額
更正前					
更正後					

被用者保険の被扶養者に係る軽減が適用される期間の保険料算定の基礎（終了年度のみ）

	⑩均等割額	⑪輕減額	⑫年保險料額 ⑩-⑪	月數	⑬月割減額
更正前					
更正後					

### 期別保険料額

納期	期間	普通徴収 納期	普通徴収 納期限	保険料額(変更前)		保険料額(変更後)	
				特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収
月	*						
月	*						
月	*						
月	*	第	期				
月	*	第	期				
月	*	第	期				
月	*	第	期				
月	*	第	期				
月	*	第	期				
月	*	第	期				
月	*	第	期				
月	*	第	期				
月	*	第	期				
月	*	第	期				
年間保険料 × 1 / 12 月 計							
合	計	額					
差	引	増	減	額			

※口座情報が記載されている方は口座振替による納付です。(振替指定日はそれぞれの納期限の日です。)

納付方法	前回徴収方法	今後徴収方法	是否はこれまでの納期表の旨であります。		
	特別徴収	特別徴収・普通徴収	金融機関名	種別	口座番号
特別徴収義務者			口座名義人		
特別徴収対象年金					

上記のとおり特別徴収額を変更しましたので通知します。

年 月 日

奈良市長

印

(注) 余白に過納のある者への通知、納付等について、裏面に保険料の算出方法、不服申立て、取消訴訟について記載する。

第3号様式(第2条関係)

年 月 日

奈良市長

印

## 後期高齢者医療保険料特別徴収開始通知書

あなたの後期高齢者医療保険料の納付方法が 年度から変わります。 年 月までは、納付書又は口座振替により納付(普通徴収)いただいておりますが、 年 月から、あなたの年金から差し引いて、後期高齢者医療保険料を徴収(特別徴収)する方法に変更させていただきますので通知します。

被保険者番号	
氏名	
特別徴収義務者 (年金保険者)	
特別徴収対象年金	
特別徴収開始月	

特別徴収月	年 月	年 月	年 月
期別保険料額			

(注)余白に不服申立て、取消訴訟等について記載する。

平成20年5月27日  
(火曜日)

奈良市公報

号外第11号

第4号様式(第2条関係)

年 月 日

--

奈良市長

印

年度 後期高齢者医療保険料 過誤納金還付通知書  
により、還付額が生じましたので、通知します。

氏名	
住所	

支払金額 円

被保険者番号	年度／期	過誤納発生日	過誤納発生事由

納付すべき保険料	納付額	過誤納額	還付額	返納額	還付加算金

※過誤納額と還付額に差額がある場合は、既に充当等が行われています。

支払方法			支払予定日	
金融機関名			本支店名	
口座番号		種別		口座名義人

(注) 余白に還付金の受け取り方、受領上の注意及び問い合わせ先並びに不服申立て及び取消訴訟について記載する。

## 第5号様式（第2条関係）

年 月 日

A large, empty rectangular frame with a thin black border, centered on a white background.

奈良市長

印

年度 後期高齢者医療保険料 過誤納金充当通知書  
により、充当額が生じましたので、通知します。

氏名	
住所	

充当金額	円
------	---

被保険者番号	年度／期	過誤納発生日	過誤納発生事由

納付すべき保険料	納付額	過誤納額	充当額	還付加算金

※過誤納額と充当額に差額がある場合は、還付又は次回分の充当分となります。

〈充当明細〉

(注) 余白に不服申立て及び取消訴訟について記載する。

第6号様式(第2条関係)

第7号様式(第2条関係)

年 月 日

奈良市長

印

口座振替済通知書の送付について

平素は口座振替により、後期高齢者医療保険料を納付いただきありがとうございます。

この通知書には、年 月から 月までに口座振替により振替済となります。  
した後期高齢者医療保険料の内容を記載しています。

(注)・口座を途中で変更された方は、変更後の口座を記載しています。

・この通知書には、納付書及び一部年金からの天引きによる(特別徴収)納付分について、記載されません。前年中に納付した後期高齢者医療保険料についてお知りになりたい方は、奈良市福祉医療課まで申し出てください。

科目	後期高齢者医療保険料	金融機関名
被保険者番号	口座番号	
被保険者名	口座名義人	

第 期	第 期	第 期

上記金額が、振替済になりましたので通知します。

(注) 余白に口座振替について記載する。

あなたの後期高齢者医療保険料については、納期限を過ぎて未納となっています。

被保険者番号	調定コード

奈良市長  
印

※本書到着の際、すでに納付済の場合は、行き違いでございますのでご了承ください。

- (注) 余白に口座振替の自動振替不能並びに不服申立て及び取消訴訟について、裏面に後期高齢者医療保険料制度、納付場所、延滞金の算出方法、滞納処分、滞納した場合の給付措置について記載する。

(平成20年3月31日掲示済)

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）土地区画整理審議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原 昭

**奈良市規則第17号**

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）

土地区画整理審議会会議規則の一部を改正する規則

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）土地区画整理審議会会議規則（昭和61年奈良市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(会議の公開)

第4条 審議会の会議は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

- (1) 権利者の個人情報にかかる事項を審議するとき。
  - (2) 権利者相互の利害にかかる事項を審議するとき。
  - (3) その他審議会の会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
- 2 非公開の決定は、会長が会議に諮つて決定する。ただし、会議の内容が前項第1号又は第2号のいずれかに該当することが明らかであると認められる場合は、会長は会議開催前に決定することができる。

**附 則**

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日掲示済)

奈良市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原 昭

**奈良市規則第18号**

奈良市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市消防局の組織に関する規則（昭和58年奈良市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

(室、課及び係の設置)

第2条 局に次の室、課及び係を置く。

**総務課****災害対策室**

消防課 消防防災係 施設係

救急救助課 救急係 救助係

予防課 予防査察係 指導係

指令課 情報管理係 指令第一係 指令第二係 指令第三係

2 総務課長は、必要があるときは、課の事務を分掌させるためグループを設置することができる。

(総務課の事務)

第3条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の管守に関すること。
  - (2) 文書の収発及び保存整理に関すること。
  - (3) 消防長会に関すること。
  - (4) 消防団に関すること。
  - (5) 局の総合企画及び基本施策に関すること。
  - (6) 消防関係条例、規則、規程等の審査及び制定改廃手続に関すること。
  - (7) 消防統計に関すること。
  - (8) 業務改善及び事務能率の増進に関すること。
  - (9) 消防音楽隊に関すること。
  - (10) 消防広報に関すること。
  - (11) 防災センターに関すること。
  - (12) 市民の要望及び相談の処理に係る事務の統轄に関すること。
  - (13) 職員の任免、分限、懲戒その他勤務条件に関するこ
  - と。
  - (14) 職員の配置及び勤務に関するこ
  - と。
  - (15) 職員の給与、その他の給付の規定、裁定及び支給に
  - 関すること。
  - (16) 表彰に関するこ
  - と。
  - (17) 研修及び研修計画に関するこ
  - と。
  - (18) 職員の公務災害補償に関するこ
  - と。
  - (19) 公務による交通事故の処理及び賠償に関するこ
  - (消防課施設係に属するものを除く。)。
  - (20) 職員の福利厚生に関するこ
  - と。
  - (21) 職員の健康及び安全衛生管理に関するこ
  - と。
  - (22) 職員の服務規律等に関するこ
  - と。
  - (23) 庁中管理の統轄に関するこ
  - と。
  - (24) 消防職員委員会に関するこ
  - と。
  - (25) 予算の編成及び執行並びに決算事務の総括に関するこ
  - と。
  - (26) 職員の給貸与品に関するこ
  - と。
  - (27) 他の課の主管に属しないこ
  - と。
  - (28) 課の庶務に関するこ
  - と。
- 第3条の2を削る。
- 第4条の見出しを「(消防課の事務)」に改め、同条中「警防課」を「消防課」に改め、同条消防係の部分を次のように改める。
- 消防防災係**
- (1) 災害の警備に関するこ
  - (2) 災害対策の連絡及び調整に関するこ
  - (3) 消防活動技術の研究に関するこ
  - (4) 火災防御検討会に関するこ
  - (5) 警防計画及び訓練に関するこ
  - (6) 地域防災計画及び水防計画に関するこ
  - (7) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に係る同意に関するこ
  - (8) 消防水利の開発及び保全に関するこ
  - (9) 水防資器材の整備保全に関するこ
  - (10) 防災総合訓練等に関するこ

(11) 消防相互応援協定に関すること。	号) の一部を次のように改正する。
(12) 室及び課の庶務に関すること。	第2条中「消防局消防総務部長」を「消防局を担当する次長」に、「消防局生活安全部長」を「消防署を担当する次長」に改める。
第4条中防災係の部分を削り、機械係の部分中「機械係」を「施設係」に改める。	第12条中「消防局消防総務部職員課」を「消防局総務課」に改める。
第5条予防係の部分中「予防係」を「予防査察係」に改め、同部分の第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。	(奈良市消防職員の区分及び消防吏員の階級に関する規則の一部改正)
(7) 予防査察の計画、実施及び指導に関すること。	3 奈良市消防職員の区分及び消防吏員の階級に関する規則(昭和44年奈良市規則第2号)の一部を次のように改正する。
(8) 防火対象物の違反処理に関すること。	別表消防監の項中「部長」を「次長、室長」に改め、同表消防司令の項中「課長補佐」の次に「、主査」を加える。
第5条危険物係の部分中「危険物係」を「指導係」に改め、同部分に次の5号を加える。	(平成20年3月31日掲示済)
(6) 建築物の確認、許可及び認可の同意に関すること。	奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
(7) 消防用設備等の設置指導及び検査に関すること。	平成20年3月31日
(8) 建築物の防火に関すること。	奈良市長 藤原昭
(9) 防火対象物の使用届出等に関すること。	奈良市規則第19号
(10) 防炎規制の指導に関すること。	奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則
第5条建築係及び査察係の部分を削る。	奈良市消防団の組織等に関する規則(平成12年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。
第7条第3項及び第4項を次のように改める。	第2条第1項中「本団及び」を「消防団本部及び方面隊を置き、方面隊に」に改め、同条第2項中「本団」を「方面隊」に改める。
3 局に次長を置く。	第4条中「する」を「し、再任されることを妨げない」に改め、同条ただし書を次のように改める。
4 室に室長を置く。	ただし、欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
第7条第5項中「主幹」の次に「及び主査」を加える。	第5条を次のように改める。
第7条第10項を同条第12項とし、同条第9項中「部長」を「次長、室長」に、「課長補佐」を「課長補佐及び主査」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第8項を第10項とし、第7項を第8項とし、同項の次に次の1項を加える。	(消防団本部)
9 課にグループを設置したときは、当該課の長は、主査のうちからグループ長を選任しなければならない。	第5条 消防団本部に、団長並びに第8条に規定する方面隊長及び方面隊副隊長を置く。
第7条第6項中「置く」を「置くことができる」に改め、同項を同条第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。	2 団長は、消防団本部の事務を統括し、消防団員を指揮監督する。
6 予防課に文化財防災官を置く。	3 方面隊長は上司の命を受けて消防団本部の事務を掌理し、方面隊副隊長はこれを補佐する。
第8条第2項中「及び」を「、次長及び」に改め、同条第3項を次のように改める。	第6条を第9条とする。
3 室長は、上司の命を受けて主管の事務を担当掌理し、所属職員を指揮監督する。	第5条の次に次の3条を加える。
第8条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。	(事務分掌)
8 主査は、上司の命を受けて特定の事務を担当掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。	第6条 消防団本部は、次の事務をつかさどる。
第8条に次の1項を加える。	(1) 消防団員の職に関する事。
11 グループ長は、上司の命を受けてグループの事務を掌理し、グループの所属職員を指揮監督する。	(2) 消防団に係る報告、通報及び連絡に関する事。
第9条第2項中「部長」を「次長」に改め、同項第1号中「消防総務部長」を「消防局を担当する次長」に改め、同項第2号中「生活安全部長」を「消防署を担当する次長」に改める。	(3) 消防団員の研修、訓練に関する事。
第10条中「部」を「室」に改める。	(4) 消防団の諸計画に関する事。
附 則	(5) 消防団の設備資材その他物品の管理に関する事。
(施行期日)	(6) その他消防団事務に関する事。
1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。	(職務代理)
(奈良市消防職員委員会規則の一部改正)	
2 奈良市消防職員委員会規則(平成8年奈良市規則第51	

第7条 団長に事故があるときは、又は団長が欠けたときは、あらかじめ団長が定める順序に従い、方面隊長がその職務を代理する。ただし、団員の任免については、団長の死亡、罷免、退職又は心身の故障によって職務を行うことができない場合に限る。

2 方面隊長に事故があるときは、あらかじめ定める順序に従い方面隊副隊長がその職務を代理する。

(方面隊)

第8条 方面隊に方面隊長及び方面隊副隊長を置く。

別表第1 (第2条関係)

#### 方面隊及び分団の名称及び管轄区域

名 称	管 轄 区 域
中 部 方 面 隊	三笠分団 阿字万字町の一部、油阪町の一部、油阪地方町、尼辻町の一部、池之町、今辻子町、今御門町、大宮町一丁目、大宮町二丁目、大宮町三丁目、大宮町四丁目、大宮町五丁目、大宮町六丁目、大宮町七丁目、小川町、奥子守町、春日野町の一部、上三条町、漢国町、元林院町、北風呂町の一部、北向町、北室町の一部、光明院町、小西町、三条町、三条大路一丁目、三条大宮町、三条川西町、三条栄町、三条添川町、三条松町、三条本町、三条宮前町、四条大路一丁目、芝辻町一丁目の一部、芝辻町二丁目の一部、芝辻町四丁目の一部、下三条町、下御門町、勝南院町、大安寺町の一部、高天町の一部、樽井町、角振町、角振新屋町、椿井町、寺町、西城戸町、西寺林町、西之阪町、西御門町の一部、二条大路南一丁目、登大路町の一部、橋本町、馬場町、林小路町、東城戸町、東寺林町、東向中町、東向南町、百万ヶ辻子町、本子守町、南市町、餅飯殿町
	春日分団 阿字万字町の一部、井上町、陰陽町、大森町、肘塚町、鶴町、春日野町の一部、桂木町、川之上町、川之上突抜町、瓦堂町、元興寺町、北京終町、北風呂町の一部、北室町の一部、紀寺町、京終地方西側町、京終地方東側町、公納堂町、小太郎町、芝突抜町、芝新屋町、十輪院町、十輪院畠町、杉ヶ町、高畑町、高御門町、中院町、築地之内町、鶴福院町、中新屋町、中辻町、鳴川町、西木辻町、西紀寺町、西新屋町、納院町、花園町、東木辻町、東紀寺町一丁目、東紀寺町二丁目、東紀寺町三丁目、毘沙門町、福智院町、不審ヶ辻子町、三棟町、南魚屋町、南肘塚町、南紀寺町一丁目、南紀寺町二丁目、南紀寺町三丁目、南紀寺町四丁目、南紀寺町五丁目、南京終町、南京終町一丁目、南京終町二丁目、南京終町三丁目、南京終町四丁目、南京終町五丁目、南京終町六丁目、南京終町七丁目、南城戸町、南新町、南中町、南袋町、南風呂町、薬師堂町、柳町、脇戸町
	若草分団 青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目、青山五丁目、青山六丁目、青山七丁目、青山八丁目、青山九丁目、油阪町の一部、今小路町、今在家町、奥芝町、押上町、押小路町、春日野町の一部、川上町、川久保町、北市町、北魚屋西町、北魚屋東町、北川端町、北小路町、北新町、北半田中町、北半田西町、北半田東町、北袋町、北御門町、興善院町、後藤町、阪新屋町、佐紀町の一部、佐保台一丁目、佐保台二丁目、佐保台三丁目、佐保台西町、芝辻町、芝辻町一丁目の一部、芝辻町二丁目の一部、芝辻町三丁目、芝辻町四丁目の一部、宿院町、菖蒲池町、水門町、雜司町、高天町の一部、高天市町、多門町、手貝町、中ノ川町の一部、中筋町、中御門町、内侍原町、鍋屋町、奈良阪町、奈保町、西包永町、西包鉢町、西新在家町、西新在家号所町、西御門町の一部、登大路町の一部、畠中町、花芝町、半田突抜町、半田開町、半田横町、般若寺町、東包永町、東包鉢町、東新在家町、東之阪町、東向北町、船橋町、坊屋敷町、法蓮町、法蓮佐保山一丁目、法蓮佐保山二丁目、法蓮佐保山三丁目、法蓮佐保山四丁目、法華寺町、大豆山町、大豆山突抜町、南半田中町、南半田西町、南半田東町、南法蓮町、油留木町
	白毫寺分団 白毫寺町
	大安寺分団 大森西町、恋の窪一丁目、恋の窪二丁目、恋の窪三丁目、恋の窪東町、四条大路南町、大安寺町の一部、大安寺一丁目、大安寺二丁目、大安寺三丁目、大安寺四丁目、大安寺五丁目、大安寺六丁目、大安寺七丁目、大安寺西一丁目、大安寺西二丁目、大安寺西三丁目、東九条町の一部、八条町の一部、八条一丁目、八条二丁目、八条三丁目、八条四丁目、八条五丁目
	東市分団 鉢伏町、藤原町、古市町、八島町、横井町、横井一丁目、横井二丁目、横井三丁目、横井四丁目、横井五丁目、横井六丁目、横井七丁目、鹿野園町

南部方面隊	辰市分団	杏町、西九条町、西九条町一丁目、西九条町二丁目、西九条町三丁目、西九条町四丁目、西九条町五丁目、東九条町の一部、八条町の一部
	明治分団	北永井町、北之庄町、北之庄西町一丁目、北之庄西町二丁目、神殿町、出屋敷町、南永井町
	帶解分団	池田町、今市町、窪之庄町、柴屋町、田中町、山町
	精華分団	北椿尾町、興隆寺町、虚空蔵町、高樋町、中畑町、菩提山町、米谷町、南椿尾町
西部方面隊	都跡分団	赤膚町、尼辻町の一部、尼辻北町、尼辻中町、尼辻西町、尼辻南町、柏木町、五条町、五条一丁目、五条二丁目、五条三丁目、五条西一丁目、五条西二丁目、佐紀町の一部、三条大路二丁目、三条大路三丁目、三条大路四丁目、三条大路五丁目、四条大路二丁目、四条大路三丁目、四条大路四丁目、四条大路五丁目、七条町、七条一丁目、七条二丁目、七条西町一丁目、七条西町二丁目、七条東町、西ノ京町、二条大路南二丁目、二条大路南三丁目、二条大路南四丁目、二条大路南五丁目、二条町一丁目、二条町二丁目、二条町三丁目、八条町の一部、南新町、六条町、六条一丁目、六条二丁目、六条三丁目、六条西一丁目、六条西二丁目、六条西三丁目、六条西四丁目、六条西五丁目、六条西六丁目、六条綠町一丁目、六条綠町二丁目、六条綠町三丁目
	平城分団	秋篠町、秋篠早月町、秋篠三和町一丁目、秋篠三和町二丁目、秋篠新町、朝日町一丁目、朝日町二丁目、右京一丁目、右京二丁目、右京三丁目、右京四丁目、右京五丁目、歌姫町、押熊町、学園朝日町、学園朝日元町一丁目、学園朝日元町二丁目、北登美ヶ丘一丁目、北登美ヶ丘二丁目、北登美ヶ丘三丁目、北登美ヶ丘四丁目、北登美ヶ丘五丁目、北登美ヶ丘六丁目、佐紀町の一部、左京一丁目、左京二丁目、左京三丁目、左京四丁目、左京五丁目、左京六丁目、敷島町一丁目、敷島町二丁目、神功一丁目、神功二丁目、神功三丁目、神功四丁目、神功五丁目、神功六丁目、朱雀一丁目、朱雀二丁目、朱雀三丁目、朱雀四丁目、朱雀五丁目、朱雀六丁目、中山町、中山町西一丁目、中山町西二丁目、中山町西三丁目、中山町西四丁目、東登美ヶ丘一丁目、東登美ヶ丘二丁目、東登美ヶ丘三丁目、東登美ヶ丘四丁目、東登美ヶ丘五丁目、東登美ヶ丘六丁目、山陵町
	伏見分団	青野町、あやめ池北一丁目、あやめ池北二丁目、あやめ池北三丁目、あやめ池南一丁目、あやめ池南二丁目、あやめ池南三丁目、あやめ池南四丁目、あやめ池南五丁目、あやめ池南六丁目、あやめ池南七丁目、あやめ池南八丁目、あやめ池南九丁目、五条畷一丁目、五条畷二丁目、西大寺町、西大寺赤田町一丁目、西大寺赤田町二丁目、西大寺北町一丁目、西大寺北町二丁目、西大寺北町三丁目、西大寺北町四丁目、西大寺国見町一丁目、西大寺国見町二丁目、西大寺小坊町、西大寺栄町、西大寺芝町一丁目、西大寺芝町二丁目、西大寺新池町、西大寺新田町、西大寺新町一丁目、西大寺新町二丁目、西大寺高塚町、西大寺宝ヶ丘、西大寺野神町一丁目、西大寺野神町二丁目、西大寺東町一丁目、西大寺東町二丁目、西大寺本町、西大寺南町、西大寺竜王町一丁目、西大寺竜王町二丁目、菅原町、疋田町、疋田町一丁目、疋田町二丁目、疋田町三丁目、疋田町四丁目、疋田町五丁目、平松一丁目、平松二丁目、平松三丁目、平松四丁目、平松五丁目、宝来町、宝来一丁目、宝来二丁目、宝来三丁目、宝来四丁目、宝来五丁目、横領町、若葉台一丁目、若葉台二丁目、若葉台三丁目、若葉台四丁目
	富雄分団	青垣台一丁目、青垣台二丁目、青垣台三丁目、石木町、大渕町、大倭町、大和田町、学園赤松町、学園北一丁目、学園北二丁目、学園新田町、学園大和町一丁目、学園大和町二丁目、学園大和町三丁目、学園大和町四丁目、学園大和町五丁目、学園大和町六丁目、学園中一丁目、学園中二丁目、学園中三丁目、学園中四丁目、学園中五丁目、学園緑ヶ丘一丁目、学園緑ヶ丘二丁目、学園緑ヶ丘三丁目、学園南一丁目、学園南二丁目、学園南三丁目、松陽台一丁目、松陽台二丁目、松陽台三丁目、松陽台四丁目、菅野台、千代ヶ丘一丁目、千代ヶ丘二丁目、千代ヶ丘三丁目、鶴舞西町、鶴舞東町、帝塚山一丁目、帝塚山二丁目、帝塚山三丁目、帝塚山四丁目、帝塚山五丁目、帝塚山六丁目、帝塚山七丁目、帝塚山中町、帝塚山南一丁目、帝塚山南二丁目、手塚山南三丁目、帝塚山南四丁目、帝塚山南五丁目、帝塚山西一丁目、帝塚山西二丁目、富雄泉ヶ丘、富雄川西一丁目、富雄川西二丁目、富雄北一丁目、富雄北二丁目、富雄北三丁目、富雄元町一丁目、富雄元町二丁目、富雄元町三丁目、富雄元町四丁目、登美ヶ丘一丁目、登美ヶ丘二丁目、登美ヶ丘三丁目、登美ヶ丘四丁目、登美ヶ丘五丁目、登美ヶ丘六丁目、鳥見町一丁目、鳥見町二丁目、鳥見町三丁目、鳥見町四丁目、中登美ヶ丘一丁目、中登美ヶ丘二丁目、中登美ヶ丘三丁目、中登美ヶ丘四丁目、中登美ヶ丘六丁目、中町、西千代ヶ丘一丁目、西千代ヶ丘二丁目、西千代ヶ丘三丁目、西登美ヶ丘一丁目、西登美ヶ丘二丁目、西登美ヶ丘三丁目、西登美ヶ丘四丁目、西登美ヶ丘五丁目、西登美ヶ丘六丁目、西登美ヶ丘七丁目、西登美ヶ丘八丁目、二名町、二名一丁目、二名二丁目、二名三丁目、二名四丁目、二名五丁目、二名六丁目、二名七丁目、二名東町、二名平野一丁目、二名平野二丁目、百楽園一丁目、百楽園二丁目、百楽園三丁目、百楽園四丁目、百楽園五丁目

		目、藤ノ木台一丁目、藤ノ木台二丁目、藤ノ木台三丁目、藤ノ木台四丁目、丸山一丁目、丸山二丁目、三碓町、三碓一丁目、三碓二丁目、三碓三丁目、三碓四丁目、三碓五丁目、三碓六丁目、三碓七丁目、南登美ヶ丘、三松一丁目、三松二丁目、三松三丁目、三松四丁目、三松ヶ丘
東部方面隊	田原分団	大野町、沓掛町、此瀬町、須山町、誓多林町、杣ノ川町、田原春日野町、長谷町、中貫町、中之庄町、日笠町、別所町、南田原町、水間町、茗荷町、矢田原町、横田町、和田町
	柳生分団	邑地町、大保町、興ヶ原町、北野山町、丹生町、柳生町、柳生下町
	大柳生分団	大柳生町、太平尾町、阪原町、大慈仙町、忍辱山町
	東里分団	北村町、須川町、園田町、中ノ川町の一部、東鳴川町、平清水町、生琉里町、法用町、南庄町
	狭川分団	狭川東町、狭川西町、下狭川町、西狭川町、広岡町
	月ヶ瀬分団	月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野
	都祁分団	都祁南之庄町、都祁甲岡町、来迎寺町、都祁友田町、蘭生町、都祁小山戸町、都祁相河町、都祁吐山町、都祁こぶしが丘、都祁白石町、針町、針ヶ別所町、小倉町、上深川町、下深川町、荻町、都祁馬場町

別表第2（第2条関係）

## 消防団員の配置編成

区分	団長	方隊長	方面隊副隊長	分団長	副団長	分長	部長	班長	団員	計
消防団本部	人1	人4	人8	人	人	人	人	人	人	人13
中部方面隊	三笠分団			1	1	2	3	13	20	
	春日分団			1	1	2	3	13	20	
	若草分団			1	1	2	3	20	27	
	白毫寺分団			1	1		1	7	10	
	大安寺分団			1	1	2	3	18	25	
南部方面隊	東市分団			1	1	2	3	23	30	
	辰市分団			1	1	2	3	23	30	
	明治分団			1	1	2	3	23	30	
	帶解分団			1	1	2	3	23	30	
	精華分団			1	1	2	3	33	40	
西部方面隊	都跡分団			1	1	3	5	20	30	
	平城分団			1	1	2	3	23	30	
	伏見分団			1	1	2	3	23	30	
	富雄分団			1	2	5	6	46	60	
東部方面隊	田原分団			1	2	5	5	88	101	
	柳生分団			1	2	6	6	66	81	
	大柳生分団			1	2	5	5	54	67	
	東里分団			1	1	2	2	36	42	
	狭川分団			1	1	2	2	31	37	
	月ヶ瀬分団			1	2	5	5	56	69	
	都祁分団			1	3	11	11	112	138	
計		1	4	8	21	28	66	81	751	960

附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日以後最初に任命される方面隊長及び方面隊副隊長に限り、この規則による改正後の奈良市消防団の組織等に関する規則第8条第3項の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日においてこの規則による改正前の奈良市消防団の組織等に関する規則第5条第1項に規定する副団長又は本団部長であった者のうちから任命することができる。

(平成20年3月31日掲示済)

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原昭

奈良市規則第20号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則

奈良市行政組織規則（平成14年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「第19条」を「第19条の2」に、「第29条」を「第25条」に、  
 「第5節 保健福祉部（第30条－第36条の3）  
 第6節 環境清美部（第37条－第42条）  
 第7節 観光経済部（第43条－第46条）」を  
 第8節 都市整備部（第47条－第53条）  
 第9節 建設部（第54条－第64条）  
 第10節 その他（第65条）」  
 「第5節 市民活動部（第25条の2－第29条）  
 第6節 保健福祉部（第30条－第36条の3）  
 第7節 環境清美部（第37条－第42条）  
 第8節 観光経済部（第42条の2－第46条）」に改める。  
 第9節 都市整備部（第47条－第53条）  
 第10節 建設部（第54条－第64条）  
 第11節 その他（第65条）」  
 第2条の表を次のように改める。

公室、部	室	課 (センター・所・工場)	係
市長公室		秘書課	庶務係 秘書係
		人事課	人事係 事務能率係 紹介係 福利厚生係
		広報広聴課	広報係 広聴係
		情報公開課	
企画部		企画政策課	
		環境保全課	計画係 対策係
		環境検査センター	
		産業廃棄物対策課	審査係 指導啓発係 自動車リサイクル係
総務部		財政課	財政企画係 財政第一係 財政第二係 財政第三係
		文書法制課	文書管理係 法制係 統計係
		情報政策課	情報政策係 情報化推進係 情報処理第一係 情報処理第二係
		管財課	管財係 庁舎管理係 車両管理係
		監理課	
	税務室	市民税課	庶務係 税制係 市民税第一係 市民税第二係
		資産税課	償却資産係 土地第一係 土地第二係 家屋第一係 家屋第二係
		納税課	庶務係 管理係 徴収係
		滞納整理課	整理第一係 整理第二係
市民生活部		市民課	庶務係 住民登録係 証明係 戸籍係 印鑑登録係 戸籍電算化係
		生活環境課	

	市民安全室	病院事業課	
		国保年金課	庶務係 給付係 健診係 賦課係 徴収係 国民年金係
		危機管理課	
	市民安全課	生活安全係 交通安全係	
市民活動部		市民参画課	
		地域活動推進課	管理係 推進係 住居表示係
		文化振興課	
		生涯学習課	生涯学習係 地域学校連携係
		スポーツ課	管理係 スポーツ振興係
	人権文化推進室	人権施策課	人権施策係 施設係
		人権啓発課	庶務係 人権啓発係
		男女共同参画課	
保健福祉部		福祉総務課	企画調整係 地域福祉支援係
		指導監査課	
		障がい福祉課	企画管理係 自立支援給付係 在宅支援係 生活支援係
		福祉医療課	医療第一係 医療第二係 高齢者医療係
		保護課	庶務係 医療介護係 保護第一係 保護第二係 保護第三係 保護第四係 保護第五係
	子育て支援室	子育て課	庶務係 子育て支援係 給付係
		保育課	庶務係 保育係
		放課後児童施設課	
	長寿社会室	介護総務課	庶務係 施設指導係 保険料係
		介護福祉課	給付係 認定係 予防係
		長寿福祉課	
環境清美部		企画総務課	庶務係 計画係 指導係
		衛生净化センター	
		業務改善課	職員係 改善係
		施設課	
		リサイクル推進課	計画指導係 収集再生第一係 収集再生第二係
		収集課	庶務係 車両係 作業第一係 作業第二係 作業第三係 作業第四係 作業第五係 作業第六係 作業第七係 作業第八係 作業第九係 作業第十係
		まち美化推進課	管理係 作業第一係 作業第二係
		環境清美工場	庶務係 施設第一係 施設第二係 施設第三係 施設第四係 施設第五係 管理第一係 管理第二係
		土地改良清美事務所	庶務係 工事係
		奈良阪処分地管理事務所	

観光経渉部	観光戦略室	観光企画課		
		観光振興課	振興係 施設係	
		国際交流課		
	商工労政課	振興係 商工係 労政係		
		農林課	農政係 振興係 耕地係	
都市整備部	都市計画室	都市計画課	庶務係 計画第一係 計画第二係 市街地整備係	
		J R 奈良駅周辺開発事務所		
		西大寺南区画整理事務所		
		公園緑地課	庶務係 公園緑地第一係 公園緑地第二係	
	まちづくり指導室	開発指導課	庶務係 指導係 審査係	
		建築指導課	庶務係 指導係 耐震改修促進係 審査係	
		景観課	色彩・広告物係 景観係	
建設部	道路室	土木管理課	施設管理係 用地管理第一係 用地管理第二係 宅地造成係	
		道路維持課	庶務係 営繕係 維持補修係 補装道補修係	
		土木管理センター	作業第一係 作業第二係	
		道路建設課	庶務係 企画調整係 道路第一係 道路第二係 街路第一係 街路第二係	
	下水道室	下水道管理課	庶務係 維持管理係 調査計画係 排水設備係	
		下水道建設課	庶務係 計画係 公共下水道第一係 公共下水道第二係 公共下水道第三係 東部下水道係	
		河川課	庶務係 河川第一係 河川第二係	
		技術管理課		
		営繕課	庶務係 工務第一係 工務第二係 工務第三係 設備係 施設検査係	
		住宅課	庶務係 管理係 営繕係 建設係	
第7条第1号中「(平成9年奈良市条例第34号)」を 「(平成19年奈良市条例第45号)」に改める。		(4) 水質の汚濁に係る公害防止技術研究に関すること。 (5) 環境衛生に係る飲料水、公衆浴場水等の試験分析及び検査に関すること。 (6) 奈良県保健環境研究センターとの連絡調整に関するこ と。 (7) 大気、悪臭等の試験分析及び検査に関するこ と。 (8) 大気汚染の常時監視に関するこ と。 (9) 大気の汚染、悪臭等に係る公害防止技術研究に関するこ と。 (10) センターの庶務に関するこ と。		
第9条中第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を 加える。 (15) 交通政策に関するこ と。 第10条を次のように改める。 第10条 削除 第11条第2項を次のように改める。 2 環境保全課環境検査センターの分掌事務は、おおむね 次のとおりとする。 (1) 河川水、工場排水等の試験分析及び検査に関するこ と。 (2) 公共用水域等の水質汚濁の常時監視に関するこ と。 (3) 分析及び検査に係る装置器具の管理運用に関するこ と。		第13条第1項財政第一係の部分の前に次のように加える。 財政企画係 (1) 財政健全化4指標及び財務諸表の作成に関するこ と。 (2) 財政情報の広報事務に関するこ と。		

<p>(3) 財政計画に関すること。          (4) 財政統計及び諸報告に関すること。          (5) 外部監査に関すること。          (6) 予算の編成及び執行管理に関すること。          (7) 部及び課の庶務に関すること。</p>	<p>第2号中「土地及び」を削り、同条第2項中「資産第一係、資産第二係、資産第三係及び資産第四係」を「土地第一係、土地第二係、家屋第一係及び家屋第二係」に改める。</p>
<p>第13条第1項財政第一係の部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項財政第二係の部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同項財政第三係の部分中第6号及び第7号を削り、同条第2項中「財政第一係」を「財政企画係、財政第一係」に改める。</p>	<p>第19条第1項検収管理係の部分中「検収管理係」を「管理係」に改め、同部分に次の4号を加える。</p>
<p>第14条の2の見出しを「(情報政策課の事務)」に改め、同条第1項中「情報管理課」を「情報政策課」に改め、同項情報企画推進係の部分を次のように改める。</p>	<p>(3) 市税(法人市民税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税及び事業所税に限る。次号及び第5号において同じ。)の徵収、督促、催告及び調査に関すること。</p>
<p>情報政策係</p>	<p>(4) 市税の滞納処分に関すること。          (5) 市税の滞納処分の執行停止及び不納欠損処分に関すること。          (6) 市税の徵収嘱託及び受託に関すること。</p>
<p>(1) 情報化に係る施策の立案、総合調整に関すること。          (2) 情報システムの最適化に関すること。          (3) 情報セキュリティ、情報マネジメントに関すること。          (4) 地域情報化の推進に関すること。          (5) 課の庶務に関すること。</p>	<p>第19条第1項中納税第一係、納税第二係、納税第三係及び滞納処分係の部分を削り、同項管理係の部分の次に次のように加える。</p>
<p>第14条の2第1項情報政策係の部分の次に次のように加える。</p>	<p>徵 収 係</p>
<p>情報化推進係</p>	<p>(1) 市税(管理係主管の市税を除く。次号から第4号までにおいて同じ。)の徵収、督促、催告及び調査に関すること。</p>
<p>(1) 電子自治体の構築に関すること。</p>	<p>(2) 市税の滞納処分に関すること。</p>
<p>(2) 行政情報化の推進に関すること。</p>	<p>(3) 市税の滞納処分の執行停止及び不能欠損処分に関すること。</p>
<p>(3) 情報系システムの運用管理に関すること。</p>	<p>(4) 市税の徵収嘱託及び受託に関すること。</p>
<p>(4) 統合内部事務システムの開発・運用管理に関すること。</p>	<p>(5) 市税等徵収緊急対策本部との調整に関すること。</p>
<p>(5) 行政情報通信基盤の構築・維持管理に関すること。</p>	<p>第19条第2項中「前項に規定する納税第一係、納税第二係、納税第三係及び滞納処分係」を「第1項に規定する管理係及び徵収係」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。</p>
<p>(6) 情報資産の導入・維持管理に関すること。</p>	<p>2 前項管理係の部分の第3号から第6号まで及び同項徵収係の部分の第1号から第4号までに規定する分掌事務については、税務室滞納整理課の主管に属するものを除くものとする。</p>
<p>第14条の2第1項情報処理第一係の部分中第5号を削り、同項情報処理第二係の部分中第5号を削り、同条第2項中「情報管理課長」を「情報政策課長」に改める。</p>	<p>第3章第3節中第19条の次に次の1条を加える。</p>
<p>第15条管財係の部分中第8号を第11号とし、第7号の次に次の3号を加える。</p>	<p>(税務室滞納整理課の事務)</p>
<p>(8) 不動産の登記に関すること。</p>	<p>第19条の2 税務室滞納整理課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p>
<p>(9) 地価公示法(昭和44年法律第49号)に基づく閲覧及び協力に関すること。</p>	<p>整理第一係</p>
<p>(10) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)の規定による土地譲渡の届出及び買取り希望の申出に関すること。</p>	<p>(1) 市税の徵収、督促、催告及び調査に関すること。</p>
<p>第15条調達係の部分を削る。</p>	<p>(2) 市税の滞納処分に関すること。</p>
<p>第18条第1項償却資産係の部分の第4号中「及び納付金」を削り、同項資産第一係の部分中「資産第一係」を「土地第一係」に改め、同部分の第2号中「及び家屋」を削り、同項資産第二係の部分中「資産第二係」を「土地第二係」に改め、同部分の第2号中「及び家屋」を削り、同項資産第三係の部分中「資産第三係」を「家屋第一係」に改め、同部分の第2号中「土地及び」を削り、同項資産第四係の部分中「資産第四係」を「家屋第二係」に改め、同部分の</p>	<p>(3) 市税の滞納処分の執行停止及び不納欠損処分に関すること。</p>
<p>(4) 市税の徵収嘱託及び受託に関すること。</p>	
<p>整理第二係</p>	<p>(5) 課の庶務に関すること。</p>
<p>(1) 市税の徵収、督促、催告及び調査に関すること。</p>	
<p>(2) 市税の滞納処分に関すること。</p>	
<p>(3) 市税の滞納処分の執行停止及び不納欠損処分に関すること。</p>	
<p>(4) 市税の徵収嘱託及び受託に関すること。</p>	
<p>2 前項に規定する整理第一係及び整理第二係に共通する</p>	

<p>事務の範囲等については、滞納整理課長が定める。</p> <p>第20条住民記録係の部分中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条証明係の部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削り、同条戸籍係の部分に次の1号を加える。</p> <p>(10) 死産届の受理に関すること。</p> <p>第20条住居表示係及び生活環境係の部分を削る。</p> <p>第21条を次のように改める。</p> <p>(生活環境課の事務)</p> <p>第21条 生活環境課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 火葬場の管理運営に関すること。</li> <li>(2) 墓地及び納骨堂の管理運営に関すること。</li> <li>(3) 火葬場、墓地及び納骨堂の整備に関すること。</li> <li>(4) 火葬施設移転建設計画の調査研究に関すること。</li> <li>(5) 火葬施設移転建設計画の企画及び策定に関すること。</li> <li>(6) 火葬施設移転建設の用地選定及び取得に関すること。</li> <li>(7) 埋火葬の許可及び改葬の許可に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。</li> <li>(8) 課の庶務に関すること。</li> </ol> <p>第23条庶務係の部分中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条給付係の部分の次に次のように加える。</p> <p>健診係</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定健診及び特定保健指導に関すること。</li> <li>(2) 保健事業に関すること。</li> </ol> <p>第23条賦課係の部分の第1号中「保険料」を「保険料（保険税を含む。以下この条において同じ。）」に改め、同部分に次の1号を加える。</p> <p>(4) 被保険者の資格事務に関すること。</p> <p>第23条徴収係の部分中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同部分に第1号として次の1号を加える。</p> <p>(1) 保険料の収納整理に関すること。</p> <p>第25条の見出し中「地域安全課」を「市民安全課」に改め、同条中「地域安全課」を「市民安全課」に改め、同条交通安全係の部分に次のように加える。</p> <p>(5) 交通政策に関する事務（企画政策課の所管する事務を除く。）。</p> <p>第3章中第10節を第11節とする。</p> <p>第56条第1項庶務用地係の部分中「庶務用地係」を「庶務係」に改め、同部分中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、同部分の第5号中「事務」を「補助申請事務」に改め、同号を同部分の第2号とし、同部分中第6号を第3号とし、同項道路第一係及び道路第二係の部分中第5号を第7号とし、第1号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、同部分に第1号及び第2号として次の2号を加える。</p> <p>(1) 道路事業に係る用地の取得に関する事務。</p> <p>(2) 道路事業に係る用地の取得に伴う損失補償に関する事務。</p> <p>第56条街路第二係の部分の第1号中「及びその附帯物件」</p>	<p>を削り、同部分の第2号中「及びその附帯物件」を削り、「支障物件の移転及び補償」を「損失補償」に改める。</p> <p>第62条管理係の部分の前に次のように加える。</p> <p>庶務係</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市営住宅等の家賃及び敷金に関する事務。</li> <li>(2) コミュニティ住宅附設駐車場の使用料及び敷金に関する事務。</li> <li>(3) 中高層市営住宅駐車場の使用許可及び使用料に関する事務。</li> <li>(4) 市営住宅等行政財産使用許可に関する事務。</li> <li>(5) 市営住宅等に係る交付金申請の事務に関する事務。</li> <li>(6) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）に関する事務。</li> <li>(7) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に関する事務。</li> <li>(8) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に関する事務。</li> <li>(9) 市営住宅等関係諸団体との連絡調整に関する事務。</li> <li>(10) 課の庶務に関する事務。</li> </ol> <p>第62条管理係の部分の第2号中「並びに家賃及び敷金」を削り、同部分の第3号中「並びに使用料及び敷金」を削り、同部分の第5号を削り、同条計画係の部分を削り、同条建設係の部分に次の2号を加える。</p> <p>(4) 市営住宅等の建設設計画に関する事務。</p> <p>(5) 市営住宅等の建設に係る関係機関等との連絡調整に関する事務。</p> <p>第3章中第9節を第10節とする。</p> <p>第48条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。</p> <p>(9) JR奈良駅周辺整備に関する事務。</p> <p>第52条審査係の部分に次の3号を加える。</p> <p>(9) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく建設工事の届出等の審査、工事計画の変更命令等に関する事務。</p> <p>(10) 分別解体の実施に対する助言又は勧告に関する事務。</p> <p>(11) 分別解体の適正実施のための立入検査に関する事務。</p> <p>第52条建設リサイクル係の部分を削る。</p> <p>第3章中第8節を第9節とする。</p> <p>第3章第7節中第43条の前に次の1条を加える。</p> <p>(観光戦略室観光企画課の事務)</p> <p>第42条の2 観光戦略室観光企画課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 観光に関する企画、立案及び調整に関する事務。</li> <li>(2) 観光資源の開発に関する事務。</li> <li>(3) 観光宣伝、観光客誘致及び観光情報に関する事務。</li> <li>(4) 観光関係諸団体との連絡調整等に関する事務。</li> <li>(5) 部、室及び課の庶務に関する事務。</li> </ol> <p>第43条及び第44条を次のように改める。</p> <p>(観光戦略室観光振興課の事務)</p>
--	--

第43条 観光戦略室観光振興課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。	とする。
振興係 (1) 観光資源の保全に関すること。 (2) 観光イベントに関すること。 (3) 観光関係諸団体の指導育成に関すること。 (4) 課の庶務に関すること。	企画管理係 (1) 公職選挙法等に基づく諸証明に関すること。 (2) 身体障害者及び知的障害者相談員に関すること。 (3) 障害者福祉事業の企画及び調整に関すること。 (4) 総合福祉センターに関すること。 (5) 課の庶務に関すること。
施設係 (1) 観光施設の総合計画及び整備に関すること。 (2) 観光施設の設置、廃止、管理及び運営に関すること。  (観光戦略室国際交流課の事務)	自立支援給付係 (1) 障害福祉サービスの介護給付費（精神障害者に係るものを除く。）の支給に関すること。 (2) 介護給付費等の支給に関する審査会に関すること。 (3) 障害福祉施設の設置に関すること。 (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による施設入所等の措置に関すること。 (5) 障害福祉サービスの訓練等給付費（精神障害者に係るものを除く。）の支給に関すること。
第44条 観光戦略室国際交流課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 (1) 國際交流事業の企画及び立案に関すること。 (2) 國際交流団体の育成及び連絡調整に関すること。 (3) 国内外友好・姉妹都市及び他の国外の都市との交流に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。 (4) 世界歴史都市連盟に関すること。 (5) 海外観光宣伝及び外国人観光客誘致に関すること。 (6) 課の庶務に関すること。	在宅支援係 (1) 社会福祉審議会心身障害者福祉専門分科会に関すること。 (2) 指定自立支援医療機関の指定手続に関すること。 (3) 身体障害者手帳に係る診断書を作成する医師の指定に関すること。 (4) 自立支援医療費（更生医療）の支給に関すること。 (5) 地域生活支援事業（日常生活用具給付事業に限る。）に関すること。 (6) 関係法人、諸団体の指導育成及び連絡調整に関すること。 (7) 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当の支給に関すること。 (8) 身体障害者及び知的障害者に対する優遇措置に関すること。 (9) 身体障害者手帳の交付に関すること。 (10) 在宅福祉サービスに関すること（他の係の所管に属するものを除く。）。
第45条庶務係の部分中「庶務係」を「振興係」に改める。 第3章中第7節を第8節とする。 第37条の2を第37条の3とし、第37条の次に次の1条を加える。  (業務改善課の事務)	(11) 補装具費の支給に関すること。 (12) 身体障害者補助犬に関すること。 (13) 身体障害者福祉資金貸付回収に関すること。
第37条の2 業務改善課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。	生活支援係 (1) 地域生活支援事業の事業者に関すること。 (2) 障害児（者）地域療育等支援事業に関すること。 (3) 重症心身障害児（者）通園事業に関すること。 (4) 地域生活支援事業（日常生活用具給付事業を除く。）に関すること。 (5) 障害者福祉作業所に関すること。
職員係 (1) 環境清美部の服務指導に関すること。 (2) 課の庶務に関すること。	第34条老人保健医療係の部分中「老人保健医療係」を「高齢者医療係」に改め、同部分の第1号中「老人保健法」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第32条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の老人保健法」に改め、同部分の第2号中「新後期高齢者医療制度の創設準備」を「後期高齢者医療制度」に改める。
改善係 (1) 環境清美部の業務体制の改善に関すること。	
第3章中第6節を第7節とする。 第30条企画調整係の部分中第7号を次のように改める。 (7) 福祉なんでも相談窓口に関すること。	
第30条地域福祉支援係の部分に次の1号を加える。  (10) 中国残留邦人等の生活支援に関する事（保護課の主管に属するものを除く。）。	
第30条指導監査係の部分を削り、同条の次に次の1条を加える。  (指導監査課の事務)	
第30条の2 指導監査課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。	
(1) 社会福祉法人、社会福祉施設等の指導監査に関する事。	
(2) 課の庶務に関する事。	
第31条を次のように改める。  (障がい福祉課の事務)	
第31条 障がい福祉課の分掌事務は、おおむね次のとおり	

第35条第1項庶務係の部分の第5号中「保護」の次に「及び中国残留邦人等に対する支援給付」を加え、同部分の第7号中「生活保護費」の次に「及び支援給付金」を加え、同部分の第8号中「生活保護統計」の次に「及び中国残留邦人等の統計」を加え、同部分中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同項医療介護係の部分の第7号中「及び介護扶助」を「、介護扶助、医療支援給付及び介護支援給付」に改め、同項保護第一係、保護第二係、保護第三係、保護第四係及び保護第五係の部分の第1号中「施行」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条の規定による支援給付」を加え、同部分の第2号中「要保護者」を「被保護者及び中国残留邦人等」に改める。

第3章中第5節を第6節とする。

第25条の次に次の節名及び1条を加える。

#### 第5節 市民活動部

##### (市民参画課の事務)

第25条の2 市民参画課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 市民参画等に関すること。
- (2) ボランティア及びNPOに関すること。
- (3) 市民企画事業に関すること。
- (4) 市民政策アドバイザー制度に関すること。
- (5) コールセンターに関すること。
- (6) アダプト・プログラムに関すること。
- (7) 課の庶務に関すること。

第26条の見出しを「(地域活動推進課の事務)」に改め、同条中「市民安全室地域活動推進課」を「地域活動推進課」に改め、同条管理係の部分中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 集会所用地の管理に関すること。
- (7) 集会所建設補助に関すること。

第26条推進係の部分の次に次のように加える。

##### 住居表示係

- (1) 住居表示に関すること。
- (2) 町の区域及びその名称の変更等に関すること。
- (3) 住居表示審議会に関すること。

第26条の次に次の3条を加える。

##### (文化振興課の事務)

第26条の2 文化振興課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 文化振興の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。
- (2) 文化的国内外への発信に関すること。
- (3) 芸術及び学術文化活動の育成に関すること。
- (4) 課主管の公の施設の管理に関すること。
- (5) 文化施設の建設計画に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。

##### (生涯学習課の事務)

第26条の3 生涯学習課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

りとする。

##### 生涯学習係

- (1) 生涯教育の基本計画及び総合調整に関すること。
- (2) 集会所に関すること。
- (3) 公民館に関すること。
- (4) 公民館運営審議会に関すること。
- (5) 成人教育に関すること。
- (6) 視聴覚教育に関すること。
- (7) 社会教育関係団体の総括に関すること。
- (8) 市民文化の振興に関すること。
- (9) 課の庶務に関すること。

##### 地域学校連携係

- (1) 地域と学校の連携に関すること。
- (2) 家庭教育に関すること。

##### (スポーツ課の事務)

第26条の4 スポーツ課の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

##### 施設係

- (1) 社会体育の基本計画及び総合調整に関すること。
- (2) 社会体育施設の建設計画に関すること。
- (3) 社会体育施設の総括管理に関すること。
- (4) コミュニティスポーツ施設の建設計画に関すること。
- (5) コミュニティスポーツ施設の総括管理に関すること。
- (6) 青年の家交楽館の総括管理に関すること。
- (7) スポーツ振興審議会に関すること。
- (8) 課の庶務に関すること。

##### スポーツ振興係

- (1) スポーツの振興に係る基本計画に関すること。
- (2) スポーツ行事の実施及び奨励に関すること。
- (3) レクリエーションに関すること。
- (4) スポーツの指導者の養成及び確保に関すること。
- (5) スポーツ団体の指導育成に関すること。
- (6) スポーツクラブの指導育成に関すること。
- (7) 体育指導委員に関すること。
- (8) 学校体育施設の開放に関すること。
- (9) 野外活動の普及奨励に関すること。

第27条の見出しを「(人権文化推進室人権施策課の事務)」に改め、同条中「人権推進課」を「人権施策課」に改め、同条庶務係の部分を削り、同条人権施策係の部分に次の5号を加える。

- (8) 関係行政機関及び他の部局との連絡調整に関すること。
- (9) 関係団体との連絡調整に関すること。
- (10) 住宅新築資金等貸付事業に係る収納に関すること。
- (11) 平和施策に関すること。
- (12) 室及び課の庶務に関すること。

第27条施設管理係の部分中「施設管理係」を「施設係」に改める。

第28条を次のように改める。

(人権文化推進室人権啓発課の事務)  
第28条 人権文化推進室人権啓発課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

## 庶務係

- (1) 人権啓発センターの維持管理に関すること。
- (2) 人権文化センターに関すること。
- (3) 課の庶務に関すること。

## 人権啓発係

- (1) 人権意識の普及及び高揚に関すること。
- (2) 人権啓発の推進に関すること。
- (3) 人権学習相談及び学習支援に関すること。
- (4) 人権に関する資料の収集及び提供に関すること。
- (5) 人権啓発資料の作成、活用及び展示に関すること。
- (6) 人権教育・啓発推進本部に関すること。
- (7) 人権教育に関するこ (学校における人権教育を除く。)。

第69条の表企画部の部分を削り、同表市民生活部の都市民課の項中「市民課」を「生活環境課」に改め、同部地域安全課の項中「地域安全課」を「市民安全課」に改め、同部地域活動推進課の項から男女共同参画課までの項を削り、同部の次に次のように加える。

市民活動部	市民参画課	ボランティアセンター
	地域活動推進課	地域ふれあい会館
	文化振興課	ならまちセンター
		シルクロード博記念館
		入江泰吉記念奈良市写真美術館
		おんじょう 音声館
		ならまち振興館
		名勝大乗院庭園文化館
		なら100年会館
		杉岡華邨書道美術館
		西部会館市民ホール
		市美術館
		北部会館市民文化ホール
		都祁交流センター
	生涯学習課	集会所
		公民館
	スポーツ課	体育施設
		コミュニティスポーツ施設
		青少年野外活動センター
		青年の家交楽館
	人権施策課	共同浴場
		自動車駐車場

人権啓発課	人権文化センター
男女共同参画課	男女共同参画センター
	図書館

第69条の表観光経済部の部観光課の項中「観光課」を「観光振興課」に、「都祁温泉フィットネスバード」を「温泉施設」に改め、同部文化国際課の項を次のように改める。

国際交流課	グリーンホール
-------	---------

## 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日掲示済)

奈良市役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原昭

## 奈良市規則第21号

## 奈良市役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

奈良市役所出張所事務分掌規則(昭和44年奈良市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「庶務課 庶務係」を「生活総務課 庶務係 福祉係」に、「住民課」を「住民課 庶務係」に改め、「生活福祉課」を削り、同条第2項中「庶務課」を「生活総務課」に改め、同項庶務係の部分の第3号中「及び介護保険料」を「、介護保険料及び後期高齢者医療保険料」に改め、同部分の次に次のように加える。

## 福 祉 係

- (1) 国民健康保険の保険給付(出産育児一時金及び葬祭費を除く。)に関する申請の受付に関すること。
- (2) 国民年金の資格の取得、喪失等の手続に関すること。
- (3) 障害者福祉に関する申請等の受付に関すること。
- (4) 児童手当及び児童扶養手当に関する申請等の受付に関すること。
- (5) 生活保護に係る医療扶助に関すること。
- (6) 戰傷病者及び遺族援護に関する申請等の受付に関すること。
- (7) 老人保健に関する申請等の受付に関すること。
- (8) 福祉医療に関する申請等の受付に関すること。
- (9) 老春手帳の交付に関すること。
- (10) 医療費助成金交付請求等の受付に関すること。
- (11) 介護保険に関する申請等の受付に関すること。
- (12) 後期高齢者医療制度に関する申請等の受付に関すること。

第2条第3項証明印鑑登録係の部分の第1号中「(昭和22年法律第224号)」を削り、同部分中第2号から第5号までを削り、第6号を第2号とし、第7号を第3号とし、第

8号を削り、同部分の前に次のように加える。

#### 庶務係

(1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）等に基づく謄抄本、写しその他証明書等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付の請求に係るものに限る。）の作成及び送付に関する事。

- (2) 破産者等に係る照会回答に関する事。
- (3) 住民基本台帳の閲覧に関する事。
- (4) 使用料及び手数料の収納に関する事。
- (5) 犯罪人名簿に関する事。
- (6) 課の庶務に関する事。

第2条第3項戸籍住民記録係の部分中第12号を削り、第13号を第12号とし、同条第4項を削る。

第2条の2第11号中「。(更新を除く。)」を「(更新を除く。)」に改め、同条第14号中「介護保険料」の次に「、後期高齢者医療保険料」を加え、同条第16号中「、医療証等」を削り、同条中第23号を第24号とし、同条第19号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 後期高齢者医療制度に関する申請等の受付に関する事。

第2条の3第1項中「住民係 福祉係」を削り、同条第2項振興係の部分の第3号中「及び介護保険料」を「、介護保険料及び後期高齢者医療保険料」に改め、同項管理係の部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

3 住民課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 住民基本台帳の閲覧に関する事。
- (2) 戸籍法等に基づく各種届出等及び謄抄本、写しその他証明書等の請求の受理、作成及び交付に関する事。
- (3) 戸籍簿、住民基本台帳その他の諸帳簿の調製及び管理に関する事。
- (4) 戸籍法等に基づく職権による事務処理に関する事。
- (5) 使用料及び手数料の収納に関する事。
- (6) 相続税法第58条第1項の通知に関する事。
- (7) 人口動態調査に関する事。
- (8) 住民の実態調査に関する事。
- (9) 破産者等に係る照会回答に関する事。
- (10) 破産者名簿、犯罪人名簿等に関する事。
- (11) 印鑑の登録に関する事。
- (12) 印鑑登録証明書の作成に関する事。
- (13) 埋火葬の許可に関する事。
- (14) 妊娠届及び死産届並びに母子健康手帳に関する事。
- (15) 外国人登録事務に関する事。
- (16) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく事務処理に関する事。
- (17) 障害者福祉に関する申請等の受付に関する事。

(18) 高齢者福祉に関する申請等の受付に関する事。

(19) 児童手当及び児童扶養手当に関する申請等の受付に関する事。

(20) 保育所入退所の相談及び受付に関する事。

(21) 生活保護の相談及び受付に関する事。

(22) 戦傷病者及び遺族援護に関する申請等の受付に関する事。

(23) 国民年金の資格の取得、喪失等の手続に関する事。

(24) 国民健康保険被保険者証の交付に関する事（更新を除く。）。

(25) 国民健康保険の保険給付に関する申請の受付に関する事。

(26) 老人保健に関する申請等の受付に関する事。

(27) 福祉医療に関する申請等の受付に関する事。

(28) 医療費助成金交付請求等の受付に関する事。

(29) 老春手帳の交付に関する事。

(30) 介護保険に関する申請等の受付に関する事。

(31) 後期高齢者医療制度に関する申請等の受付に関する事。

(32) 課の庶務に関する事。

第2条の4第2項庶務係の部分の第3号中「及び介護保険料」を「、介護保険料及び後期高齢者医療保険料」に改め、同条第4項福祉係の第12号中「、医療証等」を削り、同部分に次の1号を加える。

(14) 後期高齢者医療制度に関する申請等の受付に関する事。

第3条の2の見出しを「(参考)」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第3条の4第2項中「し、課長等に事故があるときは、その職務を代理」を削る。

第3条の5第3項及び第4項を次のように改める。

3 課長補佐は、課長を補佐する。

4 所長補佐は、所長を補佐する。

第5条第1項中「西部出張所庶務課」を「西部出張所生活総務課」に改める。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(職務の代理)

第7条 所長及び課長に事故があるときは、本務の直近下位の職員がその職務を代理する。

#### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日掲示済)

奈良市保健所組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原昭

#### 奈良市規則第22号

奈良市保健所組織規則の一部を改正する規則

奈良市保健所組織規則（平成14年奈良市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第3条中「保健予防係」を「支援管理係 保健予防係」に、「母子保健係 健康推進係 予防健診係」を「母子保健第一係 母子保健第二係 健康推進係 保健指導係」に改める。

第6条保健予防係の部分の前に次のように加える。

#### 支援管理係

- (1) 感染症の患者に対する医療費の支給に関すること。
- (2) 自立支援医療費の支給に関すること。
- (3) 障害福祉サービスの介護給付費等（精神障害者に係るものに限る。）の支給に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

第6条保健予防係の部分の第7号を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する支援管理係、保健予防係及び精神保健難病係に共通する事務の範囲等については、保健予防課長が定める。

第7条母子保健係の部分を次のように改める。

#### 母子保健第一係

- (1) 妊産婦、新生児及び未熟児訪問指導に関すること。
- (2) 長期療養児の保健指導に関すること。
- (3) 母子の健康教育及び健康相談に関すること。
- (4) 生涯を通じた女性の健康支援に関すること。
- (5) 歯科保健に関すること。
- (6) 母子保健推進会議に関すること。
- (7) 母子健康手帳の作成及び交付に関すること。
- (8) その他母子保健に関すること。

#### 母子保健第二係

- (1) 乳幼児健康診査及び健康相談の企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 予防接種の企画及び実施に関すること。
- (3) 予防接種の普及啓発に関すること。
- (4) 予防接種ワクチン所要量の確保及び保管に関すること。
- (5) その他予防接種及び乳幼児健診に関すること。

第7条健康推進係の部分の第4号を次のように改める。

- (4) 栄養指導に関すること。

第7条健康推進係の部分中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (7) 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康診査及び各種検診の企画、調整及び実施に関すること。

第7条予防健診係の部分を次のように改める。

#### 保健指導係

- (1) 特定保健指導の企画及び調整に関すること。
- (2) 特定保健指導の実施に関すること。
- (3) 特定保健指導の普及啓発に関すること。
- (4) その他特定保健指導に関すること。

#### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（平成20年3月31日掲示済）

奈良市民サービスコーナー規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原昭

#### 奈良市規則第23号

奈良市民サービスコーナー規則の一部を改正する規則

奈良市民サービスコーナー規則（平成4年奈良市規則第45号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市民サービスセンター規則

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 市民の利便を図るため、市民生活部市民課に市民サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）を置く。

（名称及び位置）

第2条 サービスセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良市民サービスセンター	奈良市西大寺東町二丁目4番1号

第3条中「サービスコーナー」を「サービスセンター」に改め、「及び交付」の次に「並びに市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、手数料その他諸収入金の収納」を、「土曜日」の次に「、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日」を加え、同条第3号中「戸籍謄抄本及び」を「戸籍及び除籍の謄抄本並びに」に改める。

第6条を第7条とする。

第5条第1項を次のように改め、同条を第6条とする。

サービスセンターの休所日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

第4条中「サービスコーナー」を「サービスセンター」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（職員）

第4条 サービスセンターに所長、主任その他必要な職員を置く。

2 所長は、上司の命を受けてサービスセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 主任は、上司の命を受けて特定の事務を担当掌理し、所属職員あるときは、これを指揮監督する。

4 その他の職員は、上司の命を受けて担当事務に従事する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部改正)

2 奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(昭和55年奈良市規則第20号)を次のように改正する。

第2条第2項中「奈良市民サービスコーナー規則」を「奈良市民サービスセンター規則」に、「市民サービスコーナー」を「市民サービスセンター」に改める。

(平成20年3月31日掲示済)

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原昭

#### 奈良市規則第24号

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規則の整備に関する規則

(奈良市役所連絡所設置規則の一部改正)

第1条 奈良市役所連絡所設置規則(昭和52年奈良市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号及び同条第3項第3号中「介護保険料」の次に「、後期高齢者医療保険料」を加える。

(奈良市会計課設置規則の一部改正)

第2条 奈良市会計課設置規則(昭和37年奈良市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「事務」の次に「及び市長の権限に属する事務の一部」を加え、第2条審査係の部分の次に次のように加える。

#### 調達係

- (1) 物品の調達(入札を除く。)及び検収に関すること(工事用資材及び器具その他特殊なものを除く。)
- (2) 物品の出納及び保管に関すること。
- (3) 備品台帳の総括及び記録管理に関すること。
- (4) 物品の需用計画及び調整に関すること。
- (5) 不用品の売却処分に関すること。

(奈良市住居表示審議会規則の一部改正)

第3条 奈良市住居表示審議会規則(昭和40年奈良市規則第40号)の一部を次のように改正する。

第8条中「市民生活部市民課」を「地域活動推進課」に改める。

(奈良市人権施策協議会規則の一部改正)

第4条 奈良市人権施策協議会規則(平成15年奈良市規則第50号)の一部を次のように改正する。

第7条中「人権推進課」を「人権施策課」に改める。

(奈良市文化振興計画推進委員会規則の一部改正)

第5条 奈良市文化振興計画推進委員会規則(平成19年奈良市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第5条中「文化国際課」を「文化振興課」に改める。

(奈良市緑花推進会議設置規則の一部改正)

第6条 奈良市緑花推進会議設置規則(昭和48年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中第11号を第12号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り下げる、第3号の次に次の1号を加える。

#### (4) 市民活動部長

別表企画部の項中「企画政策課長 市民参画課長」を「企画政策課長」に改め、同表市民生活部の項中「市民課長 地域活動推進課長」を「市民課長」に、「人権推進課長」を「人権施策課長」に改め、同項の次に次のように加える。

市民活動部	市民参画課長	地域活動推進課長
	生涯学習課長	スポーツ課長

別表観光経済部の項中「観光課長」を「観光振興課長」に改め、同表教育委員会事務局の項中「学校教育課長 生涯学習課長 スポーツ課長」を「学校教育課長」に改める。

(奈良市税等徴収緊急対策本部設置規則の一部改正)

第7条 奈良市税等徴収緊急対策本部設置規則(平成6年奈良市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「及び納税課」を「、納税課及び滞納整理課」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

名称	班長	班員の所属
第1班	市長公室長	市長公室
第2班	企画部長	企画部
第3班	市民生活部長	市民生活部
第4班	市民活動部長	市民活動部
第5班	保健福祉部長	保健福祉部
第6班	保健所長	保健所
第7班	環境清美部長	環境清美部
第8班	観光経済部長	観光経済部
第9班	都市整備部長	都市整備部
第10班	建設部長	建設部
第11班	会計管理者	会計課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局
第12班	教育総務部長	教育総務部
第13班	学校教育部長	学校教育部
第14班	議会事務局長	議会事務局
第15班	消防局長	消防局
第16班	業務部長	業務部
第17班	技術部長	技術部
庶務班	総務部長	総務部

(奈良市情報化推進委員会設置規則の一部改正) 第8条 奈良市情報化推進委員会設置規則（平成14年奈良市規則76号）の一部を次のように改正する。	別記第3号様式中「課長様」を「課長」に、「情報管理課長」を「情報政策課長」に、「情報管理課」を「情報政策課」に改める。
第8条中「総務部情報管理課」を「情報政策課」に改める。 別表中「企画政策課長 市民参画課長」を「企画政策課長」に、「情報管理課長 管財課長 監理課長 市民税課長」を「情報政策課長」に、「危機管理課長」を「危機管理課長 市民参画課長」に、「観光課長」を「観光企画課長」に、「土木管理課長 西部出張所庶務課長」を「土木管理課長」に、「生涯学習課長」を「学校教育課長」に改める。	別記第5号様式中「委員長 様」を「委員長」に改める。
(奈良市行財政改革推進本部設置規則の一部改正)	別記第6号様式中「課長 様」を「課長」に、「情報管理課長」を「情報政策課長」に改める。
第9条 奈良市行財政改革推進本部設置規則（平成15年奈良市規則第62号）の一部を次のように改正する。	別記第7号様式中「情報管理課」を「情報政策課」に改める。
別表中「市民生活部長」を「市民生活部長 市民活動部長」に、「生涯学習部長」を「学校教育部長」に改める。	別記第9号様式中「課長 様」を「課長」に、「総務部情報管理課」を「情報政策課」に改める。
(奈良市電子計算組織の管理運営に関する規則の一部改正)	別記第10号様式中「情報管理課長 様」を「情報政策課長」に改める。
第10条 奈良市電子計算組織の管理運営に関する規則（昭和55年奈良市規則第7号）の一部を次のように改正する。	別記第11号様式中「情報管理課長 様」を「情報政策課長」に、「情報管理課長」を「情報政策課長」に改める。
第2条第9号中「総務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）」を「情報政策課」に改める。	(奈良市法令遵守の推進に関する規則の一部改正)
第9条中「情報管理課」を「情報政策課」に改める。	第11条 奈良市法令遵守の推進に関する規則（平成19年奈良市規則第20号）の一部を次のように改正する。
第10条第2項、第11条第2項、第4項及び第5項並びに第12条第2項中「情報管理課長」を「情報政策課長」に改める。	別表中「市民生活部長」を「市民生活部長 市民活動部長」に、「西部出張所長 会計管理者」を「会計管理者」に、「消防総務部長」を「消防局次長（消防局担当）」に改める。
第13条第2項第1号、第14条第1項及び第3項、第15条第2項並びに第16条第3項及び第4項中「情報管理課長」を「情報政策課長」に改める。	(奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)
第17条第1項から第3項までの規定中「情報管理課長」を「情報政策課長」に改め、同条第4項中「情報管理課」を「情報政策課」に改める。	第12条 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成18年奈良市規則第44号）の一部を次のように改正する。
第18条第1項及び第2項中「情報管理課長」を「情報政策課長」に改め、同条第3項中「情報管理課」を「情報政策課」に改める。	第2条第1項中「納税課」の次に「、滞納整理課」を加える。
第20条第1項、第21条第3項、第22条、第23条並びに第24条第2項及び第3項中「情報管理課長」を「情報政策課長」に改める。	第27条第1項第1号中「及び納税課」を「、納税課及び滞納整理課」に改め、同項第3号中「人権推進課」を「人権施策課」に改め、同条第4号中「及び介護総務課」を「、福祉医療課及び介護総務課」に改める。
第25条第1項中「情報管理課」を「情報政策課」に、「情報管理課長」を「情報政策課長」に改め、同条第2項中「情報管理課長」を「情報政策課長」に改める。	(奈良市予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)
第26条中「情報管理課長」を「情報政策課長」に改める。	第13条 奈良市予算の編成及び執行に関する規則（昭和39年奈良市規則第18号）の一部を次のように改正する。
別記第1号様式中「委員長 様」を「委員長」に改める。	第2条第1号中「（介護福祉課を除く。）」を削り、「工場の長」を「工場の長、図書館長」に改め、「及び人権教育推進室長、少年指導センター所長、図書館長」を削る。
別記第1号様式の2中「情報管理課長 様」を「情報政策課長」に改める。	(奈良市序舎管理規則の一部改正)
別記第2号様式中「課長 様」を「課長」に改める。	第14条 奈良市序舎管理規則（昭和42年奈良市規則第18号）の一部を次のように改正する。
	別表中「文化国際課長」を「文化振興課長」に改める。
	(奈良市税条例施行規則の一部改正)
	第15条 奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。
	第3条第1項中「及び納税課」を「、納税課及び滞納整理課」に改める。
	(奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する規則の一部改正)

る条例施行規則の一部改正)

第16条 奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則(平成8年奈良市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第17条中「地域安全課」を「市民安全課」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日掲示済)

---

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原 昭

**奈良市規則第25号**

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成6年奈良市規則第59号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項中「入院し、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日掲示済)

---

奈良市職員安全衛生規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原 昭

**奈良市規則第26号**

奈良市職員安全衛生規則の一部を改正する規則

奈良市職員安全衛生規則(昭和55年奈良市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第28条第2項及び第3項中「1月」を「20日」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日掲示済)

---

職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原 昭

**奈良市規則第27号**

職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和27年奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成20年3月31日掲示済)